

転向と非転向の間——権力と主体と思想

青木 秀男

転向と近代

1960年代はじめ、金沢大学で学んだ頃の話である。クラス担任のドイツ語の先生は、戦前に自由主義者であった。そのため特高(特別高等警察)に捕われ、尋問と拷問を受けた。そのとき、足のふくらはぎに焼火箸を突きさされた。先生は、ズボンの裾をまくって、20年以上経ても生々しい傷痕を見せてくれた。先生は転向し、その後戦場へ送られた。先生は言った。僕にできた反戦といえば、恥ずかしながら、戦場で銃弾が飛び交う塹壕で、部下の兵士に出るな、隠れている、死ぬなど、彼らを制制することくらいでした。金沢で生れた先生は、旧制第四高等学校(現金沢大学)を出て、東京の大学で学んだ。そして自由主義に触れ、反戦活動をし、捕われ、転向し、釈放されて戦場へ送られた。先生は、同様の道を歩んだ多くの学徒の一人であった。先生の言葉に、戦後も抱える「良心的転向」者の、容易に解放されない苦悩の一端をみたように思う。

本稿は、戦前の思想転向をめぐる一考察である。転向は、人間精神の出来事であり、権力・主体・思想に関わる問題である。ゆえに転向の定義をはじめ¹⁾、転向の動機・経緯・背景の分析は容易でない。転向は、しばしば官憲²⁾の強制(暴力)が、重大な契機になる。同時に、思想の問題としては、はるかに広くて深い社会現象である。「転向とは、日本の近代社会の構造を、総体のヴィジョンとしてつかまえてこなかったために、インテリゲンチヤ(庶民も?—引用者)の間におこった思想転換」(外池2014:171)である。転向問題は、日本の近代精神の根源を問い詰める。「日本においてはかならずしも近代性と封建性とは、対立した条件としてはあられわれず、封建的要素にたすけられて近代性が、過剰近代性となってあられわれたり、近代的条件にたすけられて封建性が『超』封建的な条件としてあられる」(吉本1990: 307-308)。転向問題は、思想とその実践において、日本の「封建性」と近代性が過剰に噴出する場面である。「近代日本の転向は、すべて、日本の封建制の劣悪なる条件、制約にたいする屈伏、妥協としてあられた」(吉本1990: 287)³⁾。

転向には、多様な人びとの多様な形態がある。知識人の転向があり、民衆の転向がある。強制による転向があり、自発的な転向がある。完全転向があり、半転向がある。本稿は、転向と思想と主体について考察する。そのため、戦前の共産主義者(マルクス主義者)が経験した転向を事例とする。官憲は、共産主義者や自由主義者、宗教者に転向を強制した。しかし、その思想がもっとも危険とみなされ、もっとも多くの人々が転向を強制されたのは、共産主義者であった。共産主義者は、日本共産党員(以下共産党員。講座派系マルクス主義者)⁴⁾、そのシンパ、非共産党員(労農派系マルクス主義者)からなった。その中心は共産党員であった。転向問題は、共産主義者の問題を措いては語れない。「近代日本では、状況に対する一貫的な原理をもっている思想が体系としてはほとんどマルクス主義だけであった」(鶴見2012:119)。ゆえに、共産主義者の転向は、近代日本の思想の問題と実践をもっとも集中的に表現した。

本稿の対象と関心

転向は、広範で多様な人間事象である。転向には、共産党員の転向／非共産党員の転向、共産主義者の転向／自由主義者・宗教者の転向、国内での転向／植民地での転向、戦前の転向／戦後の(再)転向などがあるだろう。これらすべて、転向の社会的・政治的かつ人間的な意味が異なる。転向を論じる視点も多様であり、転向／非転向の区分も簡単ではない。本稿は、転向問題のごく一部について考察する。つまり、戦前に治安維持法のもと、日本共産党に属した共産主義者の官憲の強制による転向に限り、転向と主体・思想(転換)に焦点を当て、得られた限りの文献・資料により考察する。思想弾圧の法と制度、転向の形態と実態を俯瞰し、先行研究の要点を整理して、若干の考察を加え、転向の理解をめぐるいくつかの問いを提起するに留まる。本稿は、歴史事実の認定を先行の文献によるが、それらの事実の直^{じか}の検証は行えない。

転向研究の初発の関心は、戦争社会学の研究にある。転向問題を、戦争に駆り立てられた兵士や銃後(国内)の人びとの「信条と主体」の一つとみる。そして、その根底に日本近代の精神構造をみる。このような問題意識であった。たしかに転向は、銃後にあって、強制された状況と闘うか逃げるか、国体や戦争を拒絶するか協力するかという、信条と主体の選択を迫る場面であった。

本稿は、1節で、「思想犯」(と司法当局が呼んだ。以下同じ)の取締りの法と制度についてみる。2節で、転向の過程と形態についてみる。3節で、転

向者(元思想犯)の構成と意識についてみる。4節で、日本共産党と転向問題についてみる。5節で、転向と非転向の関係についてみる。6節で、本稿の議論を整理し、さらなる課題を提起する。7節で、本稿をまとめ、転向研究の意義を確認する。

1 思想犯取締りの法と制度

戦前の軍事的天皇制国家のもと、共産主義者(司法当局は「主義者」と呼んだ)の厳しい取締りが行われた。その取締りの法的根拠となったのは、1922年の「過激社会運動取締法案」の帝国議会提出、23年の「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関する件」の公布に続いて制定された25年の治安維持法であった⁵⁾。その第一条には次のようにあった。「國體ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ禁錮ニ處シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス 私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」。このように治安維持法は、「国体」⁶⁾と私有財産制度の護持を目的とし、それを否定する(と官憲がみなした)団体と関与する者、その活動を行う(と官憲がみなした)団体と関与する者を処罰した。共産主義、自由主義、大本教などの宗教が国体と私有財産制度を否定する「過激思想」とみなされた。思想犯の処罰の量刑は過酷であった。

過激思想は、逮捕・尋問・起訴・投獄により取り締もられただけではない。政府は、1936年に、思想犯の満期出獄者、仮釈放者、執行猶予・起訴猶予者、予防検束者がふたたび過激思想に回帰することのないように、思想犯の再教育と監視を目的とする思想犯保護観察法を制定し、保護観察所を設けた。「第二条 保護観察ニ於テハ本人ヲ保護シテ更ニ罪ヲ犯スノ危険ヲ防止スル為其ノ思想及行動ヲ観察スルモノトス」。思想犯保護観察法は、「たとひ刑を終ったもの、執行猶予、仮出所不起訴、起訴猶予になったものでも必ず二年間は保護観察という『形なき刑務所』(保護観察所—引用者)に収容されて各自の保護と観察をうけ、その二年間に生活の確立—職業紹介—思想の完成—日本精神への還元—をはかり立派な人間に仕上げた初めて社会へ釈放するという法制」(大阪毎日新聞1936.9.1)であった⁷⁾。

治安維持法により、どれほどの人が逮捕・尋問・投獄されたのだろうか。関連情報の一つに、逮捕・投獄と犠牲の全数を教える数字がある(松尾1971:

11)。それによれば、治安維持法による逮捕者は数十万人、送検者は1928-45年に75,681人(宗教者の検挙1,500余人を含む)で、そのうち起訴された者は5,162人であった⁹⁾。拷問による死者は65人、拷問が原因で死亡した者は114人、病気その他理由不明の者は1,503人であった。これらの犠牲者の大半が、共産主義者であった。ここから、膨大な人が治安維持法により過酷な運命を強いられた事実が知られる。作家小林多喜二の拷問死はよく知られているが、さらに64人が拷問の直接的暴力により命を落とした。

他方で、転向について次のような数字がある(伊藤1995:134)。1928-38年に治安維持法違反で司法処分(検挙・起訴された者および起訴・執行を猶予された者に対する)を受けた者は12,145人で、その93.5%が(転向して)釈放された。そのうち再度司法処分に至った者は7.5%であった。つまり、釈放された者の92.5%は、もと抱いた思想(以下元思想と呼ぶ)に回帰することはなかった。断片的な数字ではあるが、それでもそこから、獄中者・獄外者の大半が転向した事実が知られる。官憲の転向強制と、獄外での再教育と行動の監視が、多くの人を転向に導いた。それは、多くの共産主義者(共産黨員)が転向したことを意味する⁹⁾。

官憲による転向の強制は、外からの衝撃による転向である。強制は過酷であった。ゆえに強制は、思想犯にとって重大な出来事であった。ただし本稿は、強制の実態については分析しない¹⁰⁾。同時に転向には、政治的・社会的な背景があり、それもまた、共産主義者の転向動機を大きく左右した。本稿は以下、転向の政治的・社会的背景、転向の過程と形態、転向の動機について分析する。もって、主体の側からみた転向問題について考察する。

2 転換の過程と形態

転向は、官憲の強制と過激思想(共産主義)の攻防の中にあつた。官憲にとって、転向とはたんに思想を放棄するに留まらず、「正しい方向に思想を転じ向かう」ことであつた。それは、過激思想の放棄を迫る官憲の信念であつた。ゆえに、官憲の強制は尋問・拷問の物理的な暴力だけではなく、残酷な暴力を用いても、それだけで思想犯の内発的で完全な転向を期待することはできなかった。暴力は、あくまで転向の外的要因であつた。官憲は、転向誘導術を磨き、共産主義者の説得と融和に努めた(鶴見2012:55-57)。官憲は、家族愛を煽り¹¹⁾、共産主義者の境遇に同情し、共感と連帯の言葉をかけて、共産主義者を内面から揺さぶつた。転向すれば仕事を斡旋する、家族の世話をするなど懐柔されることもあつた。

共産主義者のどの精神状態をもって転向したとみなすかは、官憲が決めた。官憲は、転向の程度と過程を裁定する絶対的な権力であった。転向とは、どのような事態をいったのだろうか。官憲の強制の目的は、暴力と懐柔で共産主義者を「落とす」ことにあった。1933年に、行刑局長は、通牒により「改悛ノ状態分類」を通達した(奥平2006:174-175)。それは、司法当局最初の転向の公式基準であった。

- (一) 転向者(轉向者トハ國體変革ハ素ヨリ現存社會制度ヲ非合法手段ヲ以テ変革セントスル革命思想ヲ抛棄シタル者ヲ謂フ)
- い、革命思想ヲ抛棄シ一切ノ社會運動ヨリ離脱センコトヲ誓ヒタル者
 ろ、革命思想ヲ抛棄シ将来合法的社會運動ニ進出セントスル者
 は、革命思想ヲ抛棄シタルモ合法的社會運動ミ対スル態度未定ノ者
- (二) 準轉向者
- に、懐抱スル革命思想ニ動揺ヲ来シ将来之ヲ抛棄スル見込アル者
 ほ、革命思想ハ抛棄セサルモ将来一切ノ社會運動ヨリ離脱センコトヲ誓
 うヒタル者
- (三) 非轉向者

転向の基準は、時代が後になるにつれて厳しくなった(国松1989: 290)。前掲の治安維持法(1925年)には、「國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ從事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ禁錮ニ處シ」(傍点は引用者)とあった。つまりそれは、国体変革の結社に関わる「行為」を処罰するものであった。ところが1933年には、上記の通り、行為だけではなく、革命「思想」の放棄を転向の基準とするようになった。さらに1936年に、司法省は、転向を思想轉換の5つの段階に区分する通牒を出した(中澤2012: 160)。

- 第一段階 マルクス主義の正当性を主張し、又は是認する者
 第二段階 マルクス主義に対しては、全く又は一応無批判的にして、今尚お
 [ママ] 自由主義、個人主義的態度を否定し得ざる者
 第三段階 マルクス主義を批判する程度に至りし者
 第四段階 完全に日本精神を理解せりと認めらるるに至りたる者
 第五段階 日本精神を體得して、実践躬行(きゅうこう)の域に到達せる者

転向者は、マルクス主義を批判するだけでは不十分であった。東京刑事地

方裁判所判事であった樋口勝は、1933年に次のように書いた。「マルクス主義よりの轉向とはマルクス主義的意識そのもの、全面的棄滅である。延いて西欧的近代意識——それが又やがて西歐化した近代日本への生活意識でもある——そのもの、端的なる破却でなければならない。而も此の事たるや、日本人にとつては、たゞ日本臣民として皇國の道義の自覺に徹する、そのことに依つてのみ爲しうるところである」(樋口1907=72: 8-9)。つまり、「轉向の本質は、自己の本性への覺醒であり、又それは國體に對する單なる對像的認識の域に止まるものではなくして、それへの全人的な融合であり、即ち『さとり』である」(樋口1907=72: 42)。こうして第四段階の日本精神の理解に達した状態が、轉向の達成とされた¹²⁾。しかしそれでも、思想犯が釈放されることはなかった。轉向が最終的に認められたのは第五段階であった。日本精神を生活の中で実践する生活態度があつてはじめて、轉向の完成とされた。轉向の究極目的は、思想犯(共産主義者)を、國體變革の行為の放棄から、革命思想の放棄へ、さらに日本精神の積極的な実践者に変えることとされた。また1936年の保護觀察法の制定後、司法当局による思想犯の思想改造は、獄外でも行われた。思想犯の満期出獄者、仮釈放者、執行・起訴猶予者、予防検束者が保護觀察所へ収容され、釈放後に過激思想に回帰することがないように再教育された。

轉向には、それへ至る思想轉換の段階だけではなく、さまざまな形態があつた。司法当局は、轉向の形態を次のように区分した(鶴見2012: 39)。

| | |
|------|-----------------------|
| 轉向 | 権力に依つて強制されたためにおこる思想變化 |
| 準轉向 | 一切の社会運動より離脱すること |
| 逆轉向 | 権力者の意志と反対方向への思想變化 |
| 偽装轉向 | 出獄するために偽装する轉向 |
| 非轉向 | 既定の思想を固守すること |

準轉向は消極的な思想轉換であり、轉向の一形態である。逆轉向は、たとえば國家主義から共産主義者へ移行するような場合である。これは少なかつたと思われる。偽装轉向は、獄を出ることを目的とする轉向であつた。偽装轉向と轉向の境界は、しばしば揺れた。これらに「半轉向」の範疇を加えることができるだろう。それは、非轉向から轉向へ至る中途段階の部分轉向である。轉向分析にとって、偽装轉向や部分轉向の分析は重要である。これらの轉向の形態は、先の轉向の段階に照応する。轉向は第四段階、準轉向は第三段階、偽装轉向は第一段階、非轉向も第一段階にそれぞれ照応する。こ

これらの転向の形態は、最小限の定義でしかない。転向は、元思想をどのように転換するかという、無限に多様な、精神を内部から促す価値選択に関わる事柄である。共産主義者は、元思想(共産主義)と葛藤し、躊躇し、諸段階、諸形態を往復しながら、次第に、つまり半転向を経て元思想を転換させていった。どれかの段階や形態に留まり続けた人は、いなかっただろう。非転向の人でさえ、多くの場合、苦悩の選択の結果であっただろう。

3 転向者の属性

保護観察所は、転向に大きな役割を果たした。保護観察所が1936年11月-44年6月に受理した者は8,710人、保護観察所が保護観察審査会に審査を求めた者は5,353人であった(中澤2012:159)。収容者は、満期出獄者、仮釈放者、起訴・執行猶予者、予防検束者からなった。保護観察所は、1943年に収容者に対して調査を行った(鶴見2012:52-54)。調査の意図や方法の詳細は不明である。しかしそこに、収容者(元思想犯)の全体像の一端をみることができる。

1)収容者の属性

男93.8%／女6.2% (計2,888人) 男性が大半を占める。

朝鮮半島出身者248人

成人人口比でいうと朝鮮人成人の収容率は、日本人成人よりかなり高かったと思われる。

2)罪態(危険要因)

共産主義90.0%／無政府主義2.1%／類似(過激)宗教5.7%／民族運動2.2%

(計2,671人)

共産主義者が大半を占める。これには、元無政府主義者が含まれる。過激宗教者が少ない。民族運動は朝鮮人の朝鮮独立運動であろう。他に中国人・台湾人もいたかもしれない。

3)転向の動機

国民的自覚31.9%／家族の関係26.9%／拘禁に因る後悔14.4%／理論的矛盾の発見11.7%／身上関係9.6%／信仰上2.1%／その他3.3% (計2,671人)

国民的自覚とは、日本精神の覚醒をいう。家族の関係とは、生活の責任、家族愛による転向をいう。身上関係とは、年齢・健康・性格などの条件

で拘禁に堪えられなくなったことをいう。

保護観察所の資料を分析した鶴見俊輔によれば、1933年以降に共産主義者の集団転向があったが、その頃の転向動機は、身上関係／家族の関係／大社会集団の関係（「階級、国民」とある。思想の関係という意味か）の順に多かった（鶴見2012: 54）。ところが1942年には、国民的自覚／家族の関係／個人的な悩みの順に多くなった。このような転向動機の変化は、時代を追って全体主義的な思想統制が強まったことを意味する。それは、共産主義が社会的な影響力を喪失していく過程でもあった。また、思想犯の年齢も若くなっていった。鶴見は、日本の転向に3つの特徴をみた（鶴見2012: 53-54）。一つ、信仰上の理由で転向する者が少ないこと。「これは、一度社会科学の形における急進主義からはなれると、ファシズムにたいして何の防波堤もないという日本の思想状況と符合している」（鶴見:同）。二つ、国民的自覚を動機とした者が多いこと。つまり、愛国心という全体主義的な文化統制が強かったこと。三つ、家族の関係を動機とした者が多いこと。つまり、転向者に家族との精神的絆が強かったこと。いずれの特徴も、その根幹は日本（固有）の文化・社会構造にあった。

多くの共産主義者が転向した。「今日左翼思想犯の前歴を有する者に所謂転向を表明したる者は日本全国に於て約六萬と言はれ、此の點よりすれば今日は洵に左翼思想犯の大衆的轉向時代でもある」（樋口1907=72:1）。石堂清倫は、日本の転向の特徴として、まず共産党の幹部であった佐野・鍋山が転向し、それに500人を超える（未検証—引用者）一般党員が続くという、上から下への転向の流れにあったことを挙げている（石堂2001: 105-106）。このような党員の大量転向の背景には、転向の強制や再教育だけではなく、共産党内部にスパイが潜入する、党員にたえず尾行がつく、注意・警告が繰り返されるなど、党員に対する厳しい監視があったことがある。そして1923年の第一次日本共産党事件、28年の三・一五事件、29年の四・一六事件、32年の熱海事件、36年のコム・アカデミー事件などにより、共産党員・共産党シンパのほぼ全員（その構成は不明）が逮捕されていった。このような大量逮捕が、大量転向の前提であった。これも日本の転向の特徴といえるだろう。

4 孤立の革命路線

治安維持法の目的は、「國體ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタ

ル者又ハ結社」の壊滅にあった。「国体の変革」をめざす団体である共産党は最初からその標的であった。ゆえに、戦前日本の転向を考察する場合、共産党員が置かれた政治状況を看過することはできない。ほとんどの共産党員が逮捕され、その大半が転向した。党員の大量転向は、まず、官憲の強制(直接・間接の暴力)によるものであった。他面でそれは、共産党が招いた政治状況の結果でもあった。一般に政治状況は、権力と反権力の力学の産物である。権力の力と反権力の力は、逆相関の関係にある。日本共産党は、1922年に創立され、官憲の弾圧により24年に解体し、26年に再建された。そして、28年の党員の大量逮捕(三・一五事件)、29年の大量逮捕(四・一六事件)により壊滅状態に陥り、35年に最後の中央委員(袴田里見)が逮捕されて、政治活動は壊滅した。大半の党員が転向したが、その先駆けをなし、転向問題のエポックをなしたのは、1933年に、共産党幹部の佐野学・鍋山貞親が獄中で声明「共同被告同志に告ぐる書」を出して転向した事件であった。それを契機に、多数の党員が転向する「転向の季節」が到来した。この大量転向には、官憲の強制とともに、共産党の側にそれを結果する不本意または意図せざる事情があった。

共産党は、日本の革命戦略に絶対君主制つまり天皇制の打倒を掲げていた¹³⁾。しかし当時、国民は丸ごと天皇制イデオロギーに教化されていた。神聖天皇(現人神 あらひとがみ)の観念が、本心であれ建前であれ、国民を捉え、それを懐疑し、否定する者は「非国民」とされた。国民自身が、率先して「非国民」告発を行った。そのような時代に、天皇制打倒を掲げて、天皇制に正面から挑むことに、どれほどの現実性があったのだろうか。まず、このような疑念が不可避となる。共産党に、天皇制打倒の具体的な展望と指針がもてたのだろうか¹⁴⁾。1920年のコミンテルン(共産主義インターナショナル)¹⁵⁾の第2回大会へ出された文書報告には、次のようであった。「天皇は神聖な人格であり、日本人は、皇室が紀元前六〇〇年以来連続とつづいているということ、たいへん誇りにしている。天皇は、日本人にとって宗教的礼拝の対象であり、彼らは天皇の命令があれば死ぬ覚悟をもっている。・・・天皇の神聖性についての思想は、日本人の頭に子供のころからたたきこまれていて、ほかならぬ資本主義こそが政府の活動をみちびている現実の権力であり、ますます増大する彼らの窮乏の根源は資本主義に求められるべきだということに、彼らは気がついていない」(村田1986=1920:8)。このような認識がどこまで国民のものであったかはともかく、それほどに厳しい現実認識が、日本の革命路線に活かされることがあったのだろうか¹⁶⁾。佐野・鍋山は、転向声明の中で次のように書いた。「我々は日本共産党・・・外観だけ革命的にして実

質上有害な君主制廃止のスローガンをかかげたのは根本的な誤謬であったことをみとめる。それは君主を防身の楯とするブルジョア及び地主を喜ばせた代りに、大衆をどしどし党から引離した」(佐野1957=33:12-13)。このような現実認識が、多くの共産党員を魅了し、転向へ誘ったことは想像に難くない。また、コミンテルンの三二テーゼ¹⁷⁾は、日本革命の性格を「社会主義革命への強行的転化の傾向を持つブルジョワ民主革命」と規定していた。これが、共産党の革命路線を決定していた。しかし現実には、ブルジョア民主主義革命はおろか、それが社会主義革命へ強行的に転化する条件は、皆無であった。しかも共産党は、日本における革命的状況が切迫していると考えていた。そこには、「たとえば三二テーゼの中にも『近い将来、革命的危機の情勢にたつかもしい』といった日本の革命的情勢の主観主義的な過大評価」(日本共産党1976: 62)があった¹⁸⁾。こうして共産党は、革命路線において国民から遊離し¹⁹⁾、官憲の弾圧により壊滅していった。これが、党員の大量逮捕と大量転向の、主体の側の動機であったと思われる。

5 転向と非転向の間

5-1 転向の論理

転向とは思想の転換をいう。そこには思想を転換する主体がある。転向とは、「状況に対する主体的な態度の主体的な転換を意味する」(藤田1997: 5)。ゆえに、主体と思想に緊張がない人に、転向問題は生じない。「状況を、運命的なものとしてか、または偶然の生起として捉えて、つねに自分の行動半径内で現在の瞬間における状況に適応していく態度からは、そもそも転向問題は発生しない」(藤田 同)。こうして、どれほど官憲の強制が過酷であろうと、「現実におこる転向の例は、つねに自発性の側面と、被強制性の側面とをもっている」(鶴見2012: 30)。これに関わって鶴見は、転向を武士的転向観と庶民的転向観に分類した(鶴見2012:32)。前者は、「完全な非転向を模範として説くことに終始する理想論であり、その理想的非転向のモデルからの逸脱として、現実個々の転向例を断罪する」もので、これは学者、進歩的政治家に多い転向とされた。後者は、「流されてゆくだけが人生だと見て、転向だけがあると考える現実主義に根ざし、非転向というものは偽善者のポーズにしかすぎぬと考える」(鶴見 同)もので、これは民衆に多い転向とされた²⁰⁾。「武士的」「庶民的」の用語は乱暴であるが、転向の類型をよく表現している。一般に、「思想はまず、信念と態度との複合として理解される」(鶴見2012: 30)。信念とは理論・イデオロギーであり、態度とはそれを実践する

意志である。思想の転換は、信念と態度双方の転換である。転向は、極限状況における思想の選択である。そして、主体が置かれた現実の状況認識もまた、思想の選択を左右した。大量の共産主義者を転向に導いたのは、官憲の強制に触発され、かつ、彼ら彼女らの信念と態度に影響を与える党の革命路線であった。つまり、共産党の革命路線の民衆からの遊離に起因する孤立感であった。「戦争を支持する民衆の現実から見て、プロレタリア運動が作れなかった大衆の統一を天皇制と民族イデオロギーが現に作っていると認めねばならぬ」(伊藤1995:138)。転向の先駆けをなした佐野・鍋山の転向も、「内面的なモチーフからいいかえれば、天皇制権力の圧迫に屈した、ということの外に、大衆からの孤立に耐ええなかったという側面を重要にかんがえたいのだ」(吉本、1990: 29)²¹⁾。官憲の厳しい強制に耐えて非転向を貫くとしても、民衆の支えがなく、革命への展望が皆無であるなら、非転向を貫くことにどれほどの意味があるだろうか。倫理的な善悪の如何はともかく、共産党員の多くが、このように自問して転向を決断したとしても不思議ではなからう²²⁾。

そもそも人間は、元思想を簡単には放棄しない。思想の放棄は挫折感を生じ、人間としての誇りを毀損する。また転向には、帰属する集団や仲間への裏切りの贖罪意識が伴う。ゆえに人間は、元思想をいきなり放棄することなく、元思想の正義を確認しながら、少しずつ敵対思想との融和を図っていく。元思想の放棄は転向ではないとして、変らない自分という主体があると思いつ込む。そして、敵対思想の中心部分を密かに元思想へ取り込んでいく。多くの共産党員が、このような心理過程を歩んだと思われる。彼ら彼女らは、共産主義(元思想)から国家主義(新思想、以下同じ)の容認へ、半転向を重ねて段階的に変移していった。そのとき機能したのが、元思想を新思想へ橋渡しするレトリック(こじつけ)であった。「転向への中間項が転向を容易にする」(外池2014: 174)。たとえば、次のようなレトリックにその典型をみることができる。

- 1) 共産主義は、資本主義を批判する。資本主義の批判は、近代ブルジョアの西欧文明の批判である。ゆえにそれは、反西欧の「近代の超克」と調和する。「近代の超克」の真髄は、日本精神である。
- 2) 共産主義は、民衆の苦難を憂え、民衆を収奪する資本家を批判し、私有財産の国有化を主張する。それは、農民の困苦を憂え、財閥解体・私有財産の国家管理・特権的官僚の放逐を主張する天皇親政の国家社会主義と調和する。クーデターを起こした軍部青年将校の心情も、よく分かる。青年将校の多くは、貧しい農村の出身なのだ。

3)共産主義は国際主義である。それはアジアを支配し、民衆を抑圧・収奪する欧米帝国主義を批判する。ゆえにそれは、アジアから欧米帝国主義を放逐し、アジア人の平等互恵によるアジア世界の建設をめざす大東亜共栄圏構想と調和する。大東亜戦争は、反欧米帝国主義のアジア解放戦争である。

共産主義者は、このようなレトリックに乗じ、正義感を抱いて、転向していった。佐野・鍋山の転向声明には、次のようにあった。「我々が労働階級に全身を捧ぐる基本態度は過去と同じく少しの変わりも無い。たとへこのまま獄中に終らうともプロレタリア前衛の誇りを以て死に赴くことも変りない」(佐野1957=33:20)、「我々は尚資本の搾取に対する労働者の利益擁護(七時間労働其他)や農業革命の諸問題(寄生的土地所有の廃除其他)につき、多く語るべきものを持ってゐる」(同18)、「太平洋における世界戦争は後進アジアの勤労人民を欧米資本の抑圧から解放する世界史的進歩戦争に転化し得る」(同:14)、「我々は日本、朝鮮、台湾のみならず、満州、支那本部をも含んだ一個の巨大な社会主義国家の成立を将来に予想する」(同:17)、「皇室の連綿たる歴史的存続は、日本民族の過去における独立不羈の順当的發展が世界に類例少きそれを事物的に表現するものであつて、皇室を民族的統一の中心と感ずる社会的感情が勤労者大衆の胸底にある」(同:13)。

佐野・鍋山は、コミンテルンと共産党を批判し、そのうえで、みずから死を賭して労働者階級の利益を擁護する前衛に留まるとした。そして他方で、西欧資本主義との戦争の正当性と、アジアの巨大な社会主義国家(という大東亜共栄圏)の建設を謳い、その中心に大東亜の中核たる皇室を据えた。これが、佐野・鍋山の転向声明の基調であった。プロレタリア精神に立つ、変節ではないといいつつ、「一線を超えて」、天皇・国体・戦争を受容していった。民衆からの孤立感を抱き、転向を変節と思い、贖罪館を抱いていた多くの共産党員が、この転向声明に飛びついたと思われる。官憲の思惑は見事に適中した。

5-2 非転向の陥穽

非転向とは、官憲の強制(尋問、拷問、説得、誘導)にもかかわらず、思想信条を変えることなく貫くことをいう。それは、信念の強い人として称賛されたりする。ところが話は簡単ではない。思想は、信念(イデオロギー)と態度(実践意志)からなる。しかし、信念の評価と態度の評価は別物である。思想と現実の対決を回避して、ひたすら信念を貫き通す人もいる。その場合、

信念を貫き通すことの意味が、問われることはない。

官憲の強制のなか、非転向を貫いた党員はごく少数であった。わけても宮本顕治や徳田球一、袴田里見らは、非転向を貫き、戦後GHQ(連合国最高司令官総司令部)により獄から解放された²³⁾。

そして、強靱な思想と不屈の精神の「人民戦士」として称賛された。当の彼らは、非転向の高みから、転向して贖罪意識を抱く元共産党員を断罪し、転向問題を「不屈の精神」という倫理の問題に押し込めた。そして彼らは、非転向／転向を尺度とする党員資質の階梯(ヒエラルヒー)をつくりあげた。

しかしそこには、非転向／転向とはなにかに関わる問題が残された。多くの党員が逮捕され、転向した。そのような事態はどうして生じたのだろうか。その原因は、共産党の革命路線が国民から遊離し、党員が官憲の前にまる裸になったからではなかったのか。そのことにより、革命運動の展望を描くことができず、党員が孤立感と無力感に陥ったからではなかったのか。宮本らに、このような問いはあったのだろうか。官憲の強制の問題は、その次の問題である。というより、官憲の過酷な強制自体が、共産主義者が国民から見放されていたことの証ではないだろうか。官憲は、思想犯に対して何をして国民から批判されないことを知っていた。他方で、そのことを知っていたからこそ、逮捕前にすでにあった共産主義者の孤立感は、拷問への恐怖の中で、増幅されていったと思われる。

他方で宮本らは、多くの党員が逮捕され、転向していく事実をどう見たのだろうか。たんに転向者は不屈の精神に欠けていたと思ったのだろうか。佐野・鍋山は、現実つまり天皇・国体・戦争(を受容する民衆)を受容して元思想を転換しながら、転向ではないとして、元思想を放棄しない非転向者を批判した。他方で宮本らは、元思想を固守して、現実を受容した転向者を批判した。では非転向者は、多くの転向者を出し、党が壊滅していった事実をどのように思ったのだろうか²⁴⁾。先行の転向研究は、宮本らは、その現実を直視することなく、すべての悪は敵ファシストにありと、もっぱら権力と「裏切り者」を断罪するに終始したと指摘する。しかし共産党は、次のようにいう。「戦前の日本共産党の方針や活動に歴史的限界や未熟さがあったとしても、転向者が多かったとしても、日本共産党は節操の高い闘士によって構成され、一個の公党として少しも転向しなかった」(日本共産党1976: 72)。ここで「節操の高い闘士」とは、宮本らわずか数名の党員をさすのだろう。それに対して、なぜ「転向者が多かった」のだろうか。それは党の「歴史的限界や未熟さ」とどう関わったのだろうか。そこには、思想と革命路線の問題が厳存したと思われる。過酷な政治状況のなか、おそらくすべてを失うこ

とを覚悟のうえで共産黨員になった多くの人びとを、「節操が高くなかった」(意志が弱かった)と断罪してすむのだろうか。とすれば、宮本らは、勧善懲悪的な倫理観で非転向／転向の現実をみていたことになる。先行研究はいう。「佐野・鍋山は日本の封建制に屈した。宮本は封建制との対決を回避した」(外池2014:170)。現実拝跪(転向)と現実無視(非転向)。いずれも現実と対決しなかった点において、同じ地平にあったという。とすれば、転向と非転向の距離は近かった。吉本隆明は、宮本らの非転向を「非転向」的な転向・「無関心」的な転向とまで呼んだ(吉本1990:287)。とすれば、非転向を正しいこと、転向を誤りとして、倫理の階梯のうえで前者を後者の上位に置くのは誤りということになる。

5-3 中野重治的転向

転向と非転向は、共産主義者において、現実との対決回避という点で隣りあっていた。では、そのような転向と非転向は、どのように超克できるのだろうか。現実と対決するとき、そこにどのような転向・非転向の像が描かれるのだろうか。鶴見は、転向のあり様について次のように書いた。「一般的なカテゴリーとしての転向そのものが悪であるとは考えない。むしろ、転向の仕方、その個々の例における個性的な展開の中に、より善い方向、より悪い方向が選ばれるものと考える」(鶴見2014:25)。より善い転向の方向とは、何を意味するのだろうか。そこで吉本は、転向と非転向の間に「発展」の範疇を挿入した。そして、それを中野重治的転向と呼んだ。そして、中野の転向に佐野・鍋山の転向や宮本らの非転向を超える「日本のインテリゲンチヤの思考方法の第三の典型」(吉本1990:313-314)をみた。中野は1932年に逮捕され、34年に「日本共産黨員であったことを認め、共産主義運動から身を退くことを約束」(中野1998:34)して、執行猶予で出獄した。しかし中野は、転向後、「殉教者ではなかったが、断じて背教者になることを拒否する道」(国松1989:285)を選んだ。中野は、権力に屈服したという恥意識、党と人民を裏切ったという贖罪感を踏み台として²⁵⁾、そこから反転し、現実を見据えて内的論理を再構築するという道を選んだ。「もし僕らが、みずから呼んだ降伏の恥の社会的個人的要因の錯綜を文学的綜合のなかへ肉づけすることで、文学作品として打ちだした自己批判をとおして日本の革命運動の伝統的革命的批判に加われたならば、僕らは、その時も過去は過去としてあるのではあるが、その消えぬ疵を頬に浮べたまま人間および作家として第一義の道を進めるのである」(傍点は引用者。中野1959=88:764)²⁶⁾。

石堂も、同様の議論を行った。あるべき転向とは、「党の理論の放棄＝理

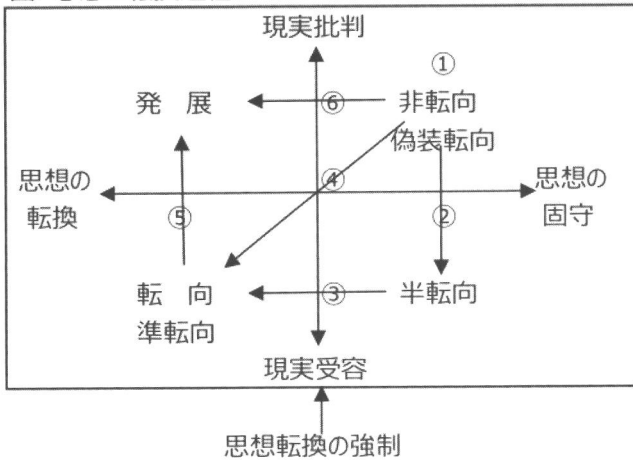
念の放棄ではなく代替理論を構築する」(石堂2001:108) ことであり、「転向者が責められるべきだとすれば、(党の革命路線—引用者)を放棄したことについてではない。彼は代替戦術をとらなかつたことにたいして責任があった」(石堂 同)。さらに外池力は、あるべき非転向について次のように書いた。「現実との格闘がしっかりとなされながら、理念・理論に磨きをかける。他の理念も考慮して、宮本らの現実無視の硬直的な非転向を批判し、非転向の理念と他の理念の間のバランスをとりつつ、基本的な諸理念とともに発展させる」(外池2014:189)。

6 転向の整理と課題

6-1 転向過程の整理

以上の議論を踏まえて、思想の転換過程としての転向について整理すると、図のようになる。横軸に「元思想を固守するか、転換するか」を取る。縦軸に「現実を批判するか、受容するか」を取る。ここで「現実」とは天皇・国体・戦争を指す。それらを受容した当時に民衆も現実の一部をなす。「転向」は、元思想の放棄であり、共産主義者が天皇・国体・戦争を受容することをいう。「発展」は、元思想の観念性(現実遊離)を現実批判(国体を受容する民衆を批判する)の方向で思想転換する、つまり元思想を再構築することをいう。これらはすべて、官憲による過酷な強制に触発されての思想転換である。強制には、直接的な暴力だけではなく、説得・勧誘などの誘導も含まれる。官憲の強制は、思想転換の外的要因である。とはいえ、強制的暴力は恐怖を呼び起こす。恐怖は、思想転換の決定的な触媒をなす。そのうえでなお、思想転換の最後の決定因は、主体の意志である。圧倒的な暴力の中で、恐怖のあまり「屈辱抜きで」転向を受容した人もいたことだろう。しかしそれでもなお、転向を拒絶するという選択肢が消えたわけではない。そして多くの共産主義者は、転向という最後の思想選択をした。そのような極限状況を前提に、「わたしは弾圧と転向とは区別しなければならないとおもうし、内発的な意志がなければ、どのような見解をもつくりあげることにはできない、とかがえる」(吉本1990: 290)。

図. 思想の転換過程



- ①元思想→非転向：非転向とは、元思想に留まることをいう。偽装転向も非転向のうちにある。また逆転向は、官憲の転向強制を受けて、それとは反対の方向への転向することをいう。非転向は、現実(天皇・国体・戦争)に批判的である。しかしそれは、観念的な現実の断罪に留まった。共産党員で元思想に留まったのはごく少数である。他方で、非転向は、現実との対決を回避して元思想を固守する「非転向的な転向」であった。思想の次元でいえば、非転向と転向は対極をなすものではない。それは、態度の貫徹、意志と節操という問題でもない。というより、一心不乱に思想を固守するのでない限り、思想(想像力)の豊かさは、意志の強さ(非転向)を支える。まず思想ありである。
- ②非転向→半転向：半転向とは、元思想の一部を転換することをいう。ここでは、半転向を元思想の中核部分がまだ放棄されていない状態とする。共産主義者でいえば、元思想の観念性に気づき、それを現実にも適合させる必要に気づくが、まだ天皇・国体・戦争に賛同するには至らない。それは多くの場合、非転向から転向へ至る過渡的段階としてあった。
- ③半転向→転向：元思想の中核部分を放棄して、本来は批判すべき現実に拝跪する場合である。ここで共産主義者は、思想転換の一線を超越る、つまり「天皇・国体・戦争」の現実に降伏する。しかしそれでも多くの場合、思想転換は全面的ではなく、元思想の周辺部分は残存する。元思想から新思想へ完全に転換する人は、少数と思われる。どのように共産主義者を思

想丸ごと、日本精神の信奉者に変えるか。官憲が苦勞したのは、この点であったと思われる。

- ④非転向→転向：元思想を廃棄し、ダイレクトに新思想に転換する場合である。政治活動との関係を一切絶つ準転向も、転向の一形態である。転向の多くは、半転向(思想の部分転換)を経て行われる。それに対してここでは、元思想の全面廃棄となる。それは、元思想を放棄させ、劇的に新思想に誘導するような、強烈な思想的衝撃がある場合に生じる。転向者は、新思想に全面的に乗り移り、元思想に幻滅し、元思想を嫌悪し、過去の自分に悔恨の情を抱く。潔癖な共産主義者が潔癖な国家主義者になる場合が、それである。
- ⑤転向→発展：ここで発展とは、吉本が論じた中野重治的転向をいう。つまり、いったん転向を受容するが(「共産主義者としての活動は行いません」)、同時に、転向したことへの贖罪意識をバネに、元思想の現実遊離を悟り、真に現実批判の力となるものへ元思想を再構築する道である(中野の「革命運動の伝統の革命的批判」)。そこで転向は、「日本封建制の優性因子にたいする屈伏を対決すべきその実体をつかみとる契機に転化している」(吉本1990:297)。そして、元思想の再構築へ向かう。
- ⑥非転向→発展：元思想を固守しながら、同時にその観念性ゆえに現実批判の力なきことに気づき、思想の中核部分を強化し、発展させる場合をいう。つまり現実と格闘し、「他の理念も考慮して、理念の間のバランスをとりつつ、基本的な諸理念をともに発展させる」(外池2014: 189)道である。先行の転向研究に、このような道を歩んだ共産主義者像は、登場しない。宮本らの非転向は、「現実的動向や大衆的動向と無接触に、イデオロギーの論理的なサイクルをまわしたにすぎなかった」(吉本1990:304)。

6-2 さらなる深い闇

以上の議論を受けて、そのうえで、転向／非転向には、さらに深い闇がある。転向問題には、さらに不明の問題がある。天皇制ファシズムのなか、人々は、政治状況の厳しさを知悉していたはずである。それでも多くの人は、すべてを失う、命さえ失う危険があることを覚悟で共産主義者になり、共産黨員になったと思われる。そしてその大半が捕われ、元思想(共産主義)を放棄して転向していった。しかし、死を賭して共産主義を選んだ人びとは、たんに官憲の暴力に負けただけで転向したのであろうか。その人びとと、たんに獄を出るために転向した人びとを一括して、非転向の対極の「転向者」と括るのは、転向しつつ非転向の道を模索した人びとに対する暴力ではないだ

ろうか。いわんやその人びとを「裏切者」と呼ぶのは、論外であろう。ここで、たとえば半転向と偽装転向の問題が、慎重に考察されなければならない。半転向は、たんに転向への通過点だったのだろうか。偽装転向は、たんに獄を出るための方便だったのだろうか。そうではあるまい。中野は、転向した後で非転向の道を歩み直した。転向と非転向の狭間に（同時に）、第四の道はなかったのだろうか。石堂は、「転向者が代替戦術をとらなかったことにたいして責任があった」と書いた。その代替戦術とは何だったのだろうか。こうして第四の道は、まだ闇のなかである。先行研究は、まだその闇に踏み込んでいない。その闇を覗くためには、転向した共産党員の日記や手記などを丹念に解読する必要があるだろう。

他方に、非転向の問題がある。非転向は、共産主義を固守する態度をいう。しかし非転向にも、複雑な心理過程があったと思われる。ある人は、一心不乱に（宗教のように）元思想を固守したであろう。ある人は、非転向／転向の境界を往復しつつ、ようやく非転向に留まったであろう。非転向者もまた一枚岩ではない。ゆえに、非転向の心理過程の分析も重要である。ところで宮本は、どうして非転向に留まれたのだろうか。何が彼を支えたのだろうか。それは、共産主義への信念が固く、闘いへの意志が強く、官憲の暴力に耐える節操があったからだろうか。しかし、そのような意志や節操だけで、宮本が非転向に留まれたとは思えない。人間は、意志や節操だけで過酷な境遇を凌ぐことはできない。そこには、思想と現実（認識）、理念と打算の人間的な葛藤があったはずである。その意味でも、非転向と転向の距離は近かったのではないだろうか。なぜ、どうして宮本は非転向を貫くことができたのだろうか。そこでの非転向とは、どのような意味だろうか。戦闘的闘士・宮本の思想と人間の闇の解明も、転向問題研究の重要な論点であるだろう。その闇を覗くためには、宮本の著作を丹念に解読する必要があるだろう。

7 転向研究の意義

本稿は、戦前日本の共産主義者の転向現象を事例に、転向問題研究の一端を考察した。転向は人間内部の思想的営為に関わる問題である。転向を論じることが、「主体と思想」を論じることである。そこには、人間の無限に多様な転向ストーリーがある。転向問題は、射程の狭い視野で議論を尽くせるものではない。本稿は、転向現象について、多くの先行文献のごく一部を参照し、考察したものである。そのような限定のうえで、本稿の考察から、共

産主義者の転向に関して、次の事柄が導かれる。

- 一つ、強制の暴力は、転向を触発する重大な要因である。
- 二つ、しかし転向を最後に決めるのは、主体の意志である。
- 三つ、思想信条の正しさと態度の強靭さは、別物である。
- 四つ、転向の主体的な原因は、民衆からの孤立感である。
- 五つ、思想の次元において、転向と非転向は連続する。

転向研究の視野と対象を少しずつ広げ、欧米の転向研究を参照し、普遍的な(社会学的な)枠組みを用いて進めること。そして、転向現象の基底にある日本近代の精神構造にまで掘り下げ、その成果を精神構造論として展開すること。これが、本稿に続く転向研究の課題である。本稿はその緒に着いたところである。

[注]

- 1) 本多秋五は、転向の語に3つの用法を区分した。一つ、共産主義者の共産主義放棄を意味する狭義の転向、二つ、進歩的合理主義的思想を放棄する転向、三つ、思想的回転(回心)現象一般をさす広義の転向(本多1964: 216)。
- 2) 本稿では、警察官(とくに特高つまり特別高等警察)・刑事・(思想)検事・司法省など、司法当局の全体を「官憲」の語で代表する。官憲は、法執行の現場担当者である。
- 3) 中島誠は、日本の学問総体が戦争協力へ転回したことを転向とみなし、「転向の問題を、学問の近代日本的な展開の内発的必然性の中に、なるべく原理的に探りあててみたい」(中島1980:3)と述べた。学問の転向は、本来合理性(近代性)たるべき学問のエートス(態度)が、非合理性(封建性)に敗北した結果といえるだろうか。そこに近代日本の知の構造がある。
- 4) 戦前、マルクス主義の経済学者・歴史学者の間で日本資本主義論争が行われた。『日本資本主義発達史講座』(1932-33年刊行)に寄稿した人びと(講座派)は、明治維新を絶対主義的改革、その後の日本資本主義を軍事的半封建的資本主義、天皇制を絶対主義君主制、来るべき革命をブルジョア民主主義革命と規定した。彼らは、政治的には共産党支持派であった。雑誌『労農』に寄稿した人びと(労農派)は、これを批判して、明治維新を不徹底なブルジョア革命、日本資本主義をブルジョアが支配する資本主義、天皇制をブルジョアの君主制、来るべき革命をプロレタリア革命と規定して、共産党の革命路線を批判した。論争は、官憲の弾圧により論争参加者のほとんどが逮捕されて、中断させられた。
- 5) 1941年に、治安維持法が全面改訂され、7条から65条へ体系化された。そこに予防検束の条項が盛り込まれた。
- 6) 国体とは、主権の精神的・政治的な力を中心とする国家の体制・状態およびその体面を指

- す。戦前の日本では天皇を中心とする国家体制をいう。1937年の文部省の『国体の本義』に、天照大神を祖とする万世一系の理念が謳われた。それは、国体教化運動の典拠とされた。
- 7) 受刑者のための半官半民の更生保護団体である帝国更新会(1926年設立)は、1931年より、思想犯転向者の満期出獄者、仮釈放者、起訴猶予・執行猶予者、予防検束者の更生保護事業を始めた。これも、多くの転向者の再教育と生活安定に機能した(小林1987:28-30)。その運営方針は家族主義による教化と融和であった。
 - 8) 司法当局の別資料によれば、1925年4月～43年4月の検挙者総数は67,223人、起訴者総数は6,024人であった(みすず書房1973: 646-649)。
 - 9) 1925-45年に共産党員が2,300人おり、ほぼ全員が逮捕され、起訴されて、その98～99%の党員が転向し、非転向者は9～20人だったという数字がある(宮地、下記インターネット)。その数字を検証する術はないが、ほとんどの共産党員が逮捕され、その大半が転向した事実はたしかと思われる。
 - 10) 治安維持法による取締りを行ったのは、特高警察であった。官憲の恣意に基づく逮捕・検束、残酷な拷問、超法規的な(なんでもありの)捜査、スパイ活動などの実態については、(荻野2012のとくにⅢ)にくわしい。
 - 11) 「故郷の両親は泣いているぞ」は、官憲が思想犯に対して用いる常套句であった。『社会問題資料叢書』(『文献』リスト参照)や『現代史資料』(同)に、検事・判事などの司法当局側の転向研究について知ることができる。
 - 12) 「通常、それ(転向一引用者)は、警察側の筋書きどおりの供述や声明によって“完成”した。天皇制政府、軍部、警察と同じ侵略と反動の立場に立つことを表明するまでは、『転向』したことを認めなかった。だから、転向者の供述や声明はみんな大同小異で瓜二つと、相場がきまっていた」(日本共産党1976: 60)。
 - 13) 戦後の共産党「赤旗」党史班の論文に、次のようにある。「日本共産党が放った最大の先駆的な光芒は、日本の国家権力の問題を正面にすえ絶対主義的な天皇制支配にいどみ、『聖戦』の名による侵略戦争にも、おそれることなく反対したことであった」(日本共産党1976: 53-54)。
 - 14) 前掲の共産党「赤旗」党史班の論文にも、その疑念への言及はない。天皇制批判は、観念(イデオロギー)の批判に留まったと思われる。共産党の指揮による公然たる反天皇制の運動はなかった。
 - 15) 1919年にレーニンの主導により組織された国際共産主義運動団体で、第1回大会には30ヶ国の共産主義諸政党、革命的組織の代表50余名が集った。各国共産党は、コミンテルンの支部に位置づけられた。レーニン死後、スターリンが主導権を握り、その一国社会主義論により、各国共産党に帝国主義からソビエトを防衛する役割を課したことで、各国の自立的な革命運動が阻まれた。コミンテルンは、第二次世界大戦期に各国で民族主義が高揚するなか、第一次世界大戦時のような「帝国主義戦争を内乱へ」を実践できず、1943年

に解散した。

- 16) 全国水平社は、1926年、軍隊内の部落差別に抗議して、軍隊に対して糾弾活動を行った。そのとき、「われわれも天皇の赤子である。同じ天皇の赤子を差別するとはなにごとか」と軍を糾弾した。軍はその言葉に反論できなかった。それは、国民すべてが天皇の赤子であるという絶対規範を縦に天皇の軍隊を糾弾するという、戦前唯一の組織的で大衆的な反軍活動であった。軍隊批判の全国キャラバンが生まれ、広島でも軍隊糾弾が行われた。それは、天皇制を迂回して、天皇の軍隊の差別を糾弾するという戦術（いわばA・グラムシの「機動戦」から「塹壕戦」へ）であった。
- 17) コミンテルンは、1932年に、日本共産党に対して「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」を發した。コミンテルンの日本革命戦略は、組織内の分派抗争のため紆余曲折を経たが、これが、共産党の革命路線を決定する最後の指導となった。若き宮本顕治は、次のような檄を飛ばした。「全党員は、コミンテルンの綱領・規約とりわけ三十二テーゼを日常闘争の指針として十分に把握しなければならぬ」（宮本1934=2012:386）。
- 18) 共産党の革命路線の孤立の原因に、もう一つ、反ファシズム統一戦線の問題があった。共産党は、社会民主主義を社会ファシズムと規定し、社会民主主義者と統一戦線を組むことを拒んだ。この経緯については、別途の分析を要する。
- 19) 前掲の共産党「赤旗」党史班の論文に、「日本共産党員は、七千の『赤旗』読者（一九三二年）、四万の『無産者新聞』の読者、各階層にわたったシンパなど広範な勤労国民に支えられてたかっていた」（日本共産党1976:55）とある。その実際を検証する術はないが、「広範な勤労国民に支えられ」た党が、どうして官憲の弾圧により壊滅したのだろうか。
- 20) 民衆が転向に値する思想と主体をもたないとは思わない。それは、転向概念の規定にも関わる問題である。しまね・きよしは、自由民権運動を例に、正統的思想をもたず、権力の強制もなく、「それぞれの個人・グループが生(なま)の形でその転向が実現される」（しまね:9-10）場合に言及し、「思想の流派を問わず、すべての人間が転向の可能性を内包する存在である」とした。とすれば、民衆の転向はどうなるのか。知識人と民衆の転向の比較は、転向論の重要な課題である。いずれその分析を期したい。
- 21) 思想は想像力である。大方の民衆が権力イデオロギーに絡めとられていても、民衆の覚醒を信じ、真の幸福を願って苦闘する民衆とともにあることを信じ続けるのも、思想の力である。そのような想像力がなければ、民衆が権力に包摂されるとき、人間は、たちまち孤立感に陥って、挫折してしまう。
- 22) ファシズムの怒涛の嵐の中、本心であれ建前であれ、国民丸ごと、労働運動も農民運動も、天皇と国体を受容し、戦争に協力していた。その中で天皇制打倒を掲げることの非現実性に、共産主義者は、逮捕される前にすでに気づかなかつたのだろうか。弾圧により壊滅寸前の共産党の党員が、国民がいつかは反国体・反ファシズムに覚醒すると思っていたのだろうか。それほどに党員は、コミンテルンと党の無謬性を信じていたのだろうか。

- 23) 治安維持法で逮捕されて敗戦まで獄中にあり、GHQにより釈放されて復権した政治犯は約3,000人といわれる(日本共産党1976:25)。この大半は、転向はしたが釈放されなかった人びとと思われる。
- 24) 丸山眞男は、1956年に、次のように共産党を批判した。『シンデモラッパヲハナシマセンデシタ』式に抵抗を自賛する前に、国民に対しては日本政治の指導権をファシズムに明け渡した点につき、隣邦諸国に対しては侵略戦争の防止に失敗した点につき、それぞれ党としての責任を認め、有効な反ファシズムおよび反帝闘争を組織しなかった理由に大胆率直な科学的検討を加えてその結果を公表するのが至当である(丸山1995:164)。
- 25) 戦前の共産主義者にとって、日本共産党への裏切りは、人民への裏切りとして感得された。そこでは、党と人民が実体的に等置されていた。共産党は、象徴的に天皇の対極にある存在であった。その革命路線が孤立しようと、人びとの観念において共産党の象徴性は大きかったと思われる。
- 26) 中野重治論を含む「文学と転向」について、多くの研究・評論がある。それらの考察は別稿に譲る。

[文献]

萩野富士夫2000、『思想検察』岩波書店。

萩野富士夫2012,「Ⅲ その生態に迫る」『特高警察』岩波書店 57-98頁。

樋口勝19 0 7=72,「左翼前歴者の転向問題に就て」『思想研究資料』特輯第95号 司法省刑事局

『社会問題資料叢書』第1輯 社会問題資料研究会 東洋文化社 1-234頁。

藤田省三1997,『転向の思想史的研究』『藤田省三著作集 2』みすず書房。

保護観察所1943,『思想犯保護対象者に關する諸調査』(鶴見2012)

石堂清倫2001,『20世紀の意味』平凡社。

伊藤晃1995,『転向と天皇制—日本共産主義運動の1930年代』勁草書房。

小林杜人1987,『「転向期」のひとびと—治安維持法下の活動家群像』時代社。

国松昭1989,「小説家中野重治における転向体験—『村の家』を中心にして」『東京外国語大学論集』39号 274-290頁。

丸山眞男1995「戦争責任の盲点」『丸山眞男集』第6巻 岩波書店 159-165頁。

松尾洋1971,『治安維持法—弾圧と抵抗の歴史』新日本出版社。

みすず書房2004,「治安維持法違反事件年度別人員表」『現代史資料45—治安維持法』646-649頁。

宮地「転向・非転向の新しい見方考え方 戦前黨員2300人と転向・非転向問題」

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~mike/tenkou.htm> (2019.9.22)

宮本顕治1934=2012,「鉄の規律によって武装せよ—党ボルシェヴィキ化のために」『宮本顕治著作集』第1巻(1927-33年) 新日本出版社 385-393頁(共産党機関紙「赤旗」170号)。

- 村田陽一編訳1986,「日本の情勢小観」(J・K, 1920)『資料集 コミンテルンと日本 ①1919-1928』大月書店.
- 中野重治1959=88,「『文学者に就て』について—貴司山治へ」『昭和文学全集』6室生犀星・堀辰雄・中野重治・佐多稲子著 758-764頁
- 中野重治1998,『中野重治全集』別巻 年譜・書誌・索引 松下裕編 筑摩書房.
- 中島誠1980,『転向論序説—戦中と戦後をつなぐもの』ミネルヴァ書房.
- 中澤俊輔2012,『治安維持法—なぜ政党政治は「悪法」を生んだか』中央公論新社.
- 日本共産党(「赤旗」党史班)1976,「犬は吠えても、歴史は進む—暗黒時代の灯台 日本共産党」『文化評論』新日本出版社180号 臨時増刊 18-75頁.
- 奥平康弘2006,『治安維持法小史』岩波書店.
- 佐野学・鍋山貞親1957,「共同被告同志に告ぐる書」『佐野学著作集』第一巻 佐野学著作集刊行会 3-20頁(『改造』改造社 1933年 191-199頁).
- 外池力2014,「転向論」『政経論叢』明治大学政治経済研究所 82(5-6) 167-192頁.
- 鶴見俊輔2012,「序言 転向の共同研究について」『共同研究 転向』(1 戦前篇上) 思想の科学研究会 平凡社 19-68頁.
- 隆明1990,「転向論」『マチウ書試論・転向論』講談社 285-314頁.

※本稿はJSPS科研費(基盤C、課題番号18K01989、代表青木)の助成を受けた研究成果の一部である。

(あおき・ひでお 社会理論・動態研究所)